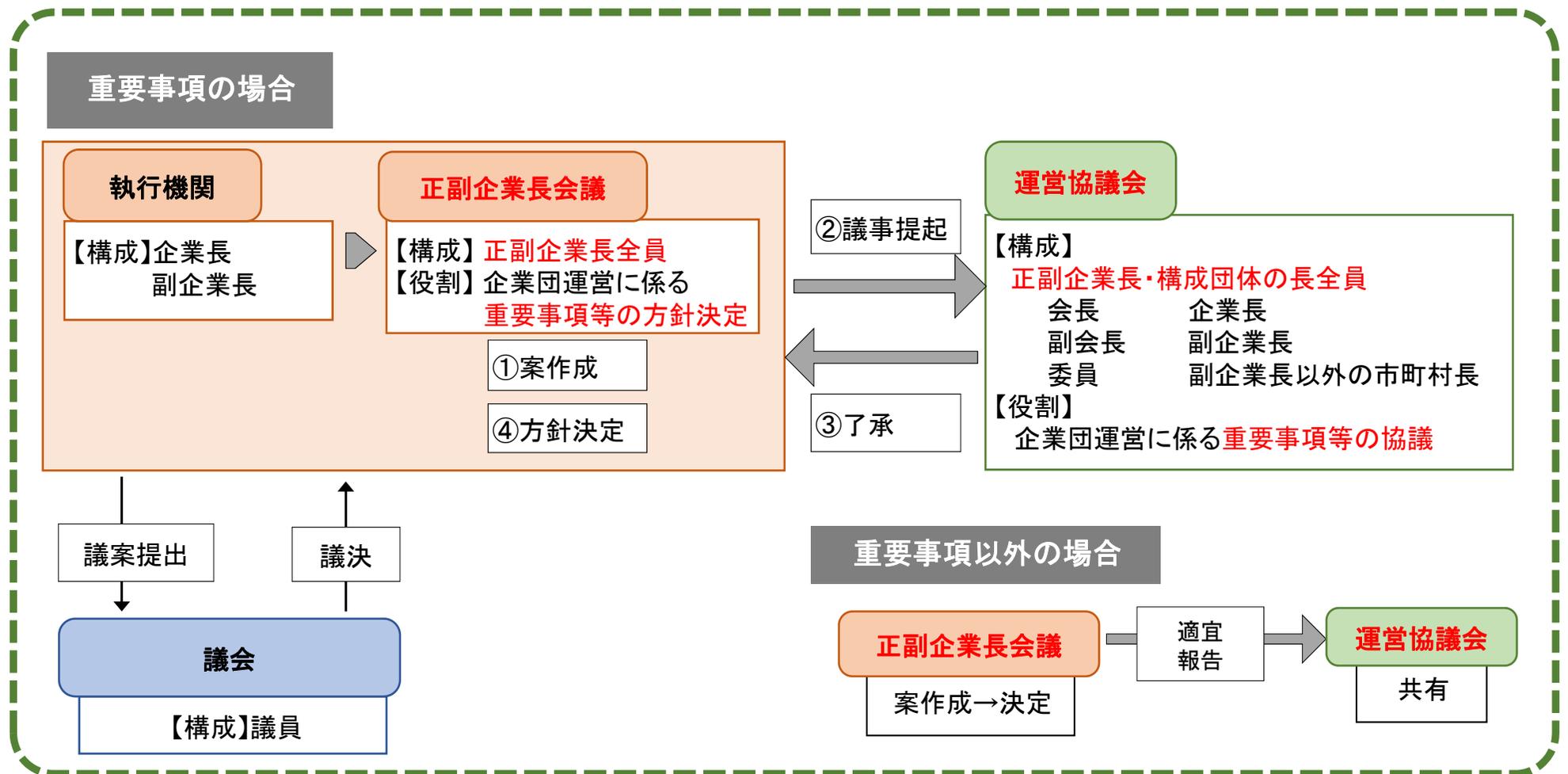


奈良県広域水道企業団基本計画(要約)

○ 経営について

統合の形態は事業統合とし、民営化は行わない。

○ 企業団組織 (意思決定にかかる組織・プロセスのフレーム イメージ)

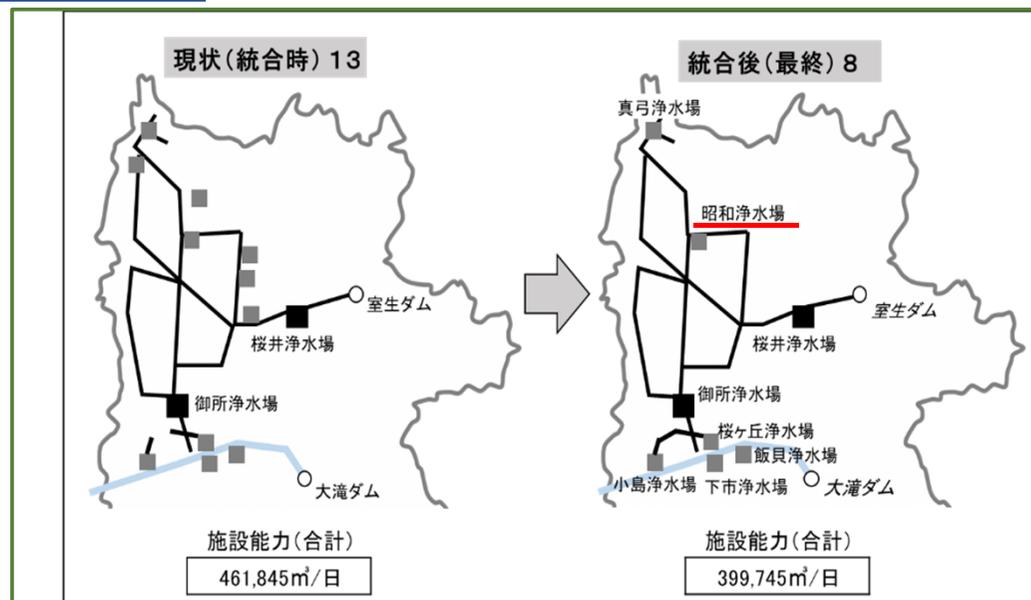


(出典:奈良県広域水道企業団基本計画)

○ 施設整備

存続する8施設は、適切に更新整備し強靱化。廃止する施設についても、計画に定める廃止の時期までは、必要に応じた維持修繕を行う。

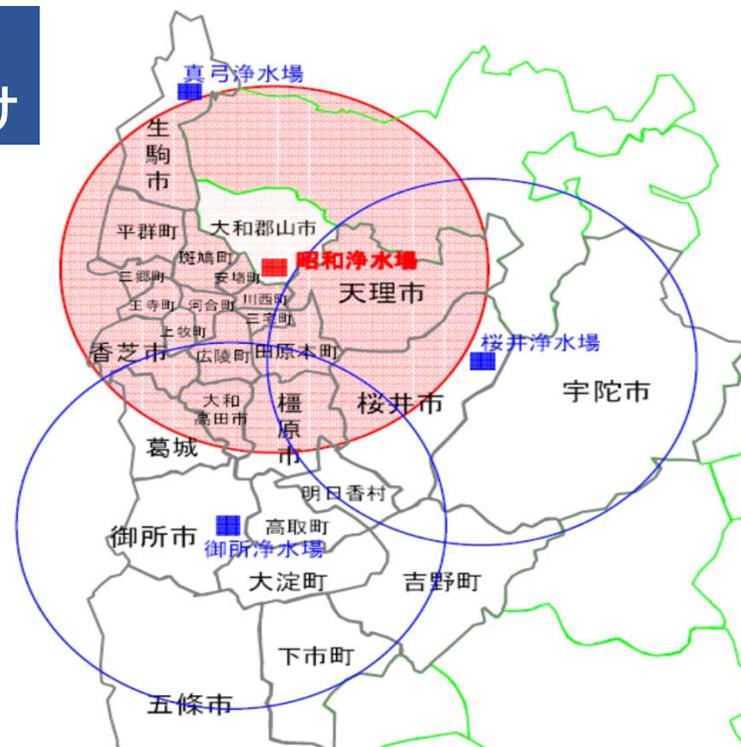
(出典:奈良県広域水道企業団基本計画)



○ (参考) 一体化参加における昭和浄水場の位置づけ

給水人口の多い県北西部地域において、緊急時でも迅速な給水・バックアップ機能を構築できるよう、処理能力を勘案し、既に存続を決めている真弓浄水場(生駒市)に加え、昭和浄水場(大和郡山市)を存続させる。

(出典:第5回協議会資料)



○ 引継ぎ資金の配分のルール化

企業団へ引き継ぐ資金(以下「引継ぎ資金」という。)は、市町村間の公平感を確保する観点から、その額の大きな団体の区域に対し優先的に投資が行えるよう、引継ぎ資金の配分のルール化を図る。

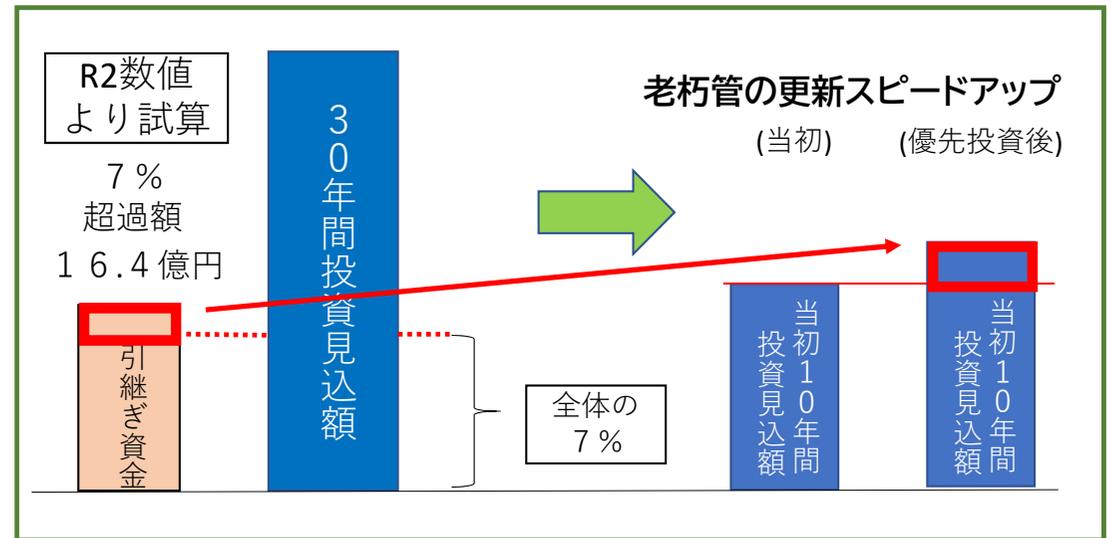
(出典:奈良県広域水道企業団基本計画)

○ 水道料金

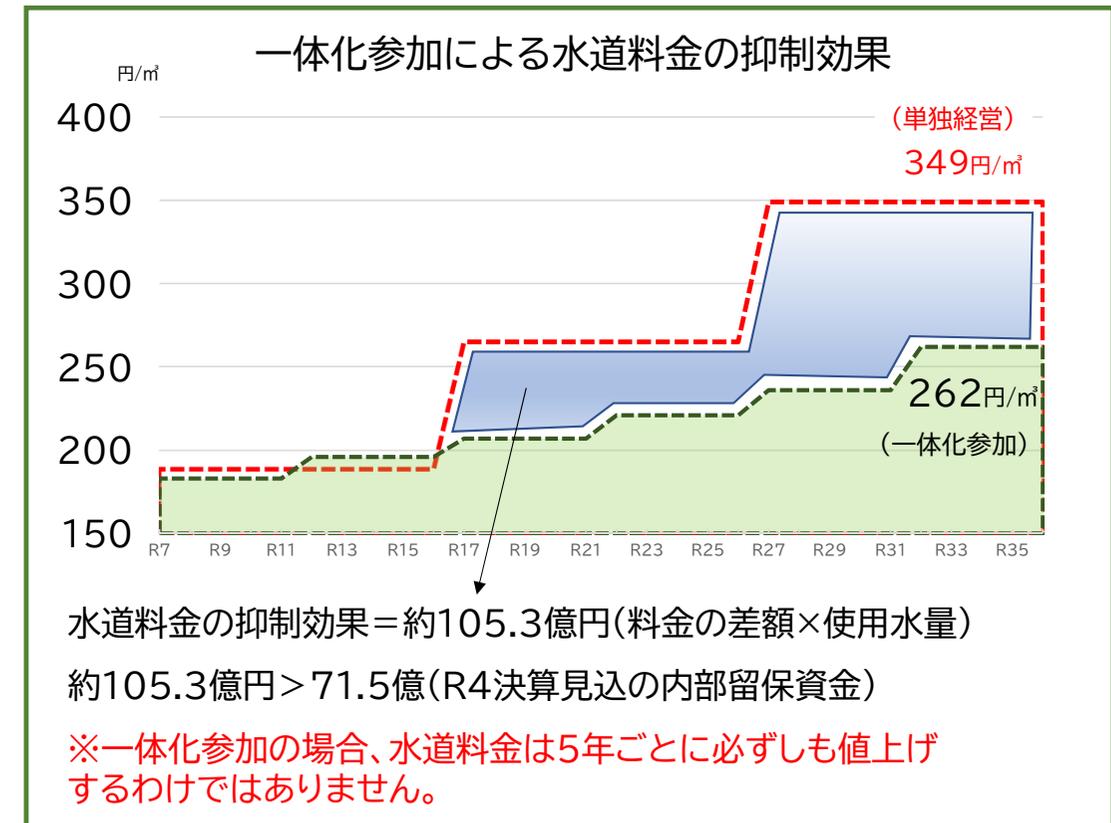
水道料金の水準は、「水道料金改定業務の手引き」(日本水道協会)に基づき、総括原価方式により5年ごとに算定し直した上で、料金水準改定の要否を判断するものとする。

料金体系は、統合時において統一することを基本とするが、料金体系の制度的変更により単独経営の場合に比べて料金が上がることとなる利用者が生じないよう、必要な経過措置を講じるものとする。

(出典:奈良県広域水道企業団基本計画)



(出典:第5回協議会資料・第4回意思決定プロセス等検討部会資料)



(出典:一体化参加料金=第6回協議会資料 単独経営料金=独自試算)